

# 令和8年度秋田県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金 事業計画募集について

## 1 事業の目的

訪問介護等（訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護をいう。）サービス事業者が行う、人材確保体制の構築や経営改善に向けた取組を支援することで、訪問介護等サービスの担い手の確保及び経営の安定化を図り、地域における必要な在宅介護サービスの提供体制を確保することを目的として事業を実施します。

## 2 事業概要

(1) 対象事業者 秋田県内で訪問介護等サービスを提供する事業者

(2) 補助率 10/10

(3) 補助上限額 400千円/1事業所当たり

※事業メニュー毎に補助金交付要綱で上限額等があります。

(4) 補助対象事業

ア 人材確保体制構築支援事業

①研修体制の構築の支援

②採用活動の支援

③経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援

④周辺事業所の休廃止等に伴うかかり増し経費への支援（人材確保に関する経費）

イ 経営改善支援事業

①経営改善の支援

②登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援

③介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援

④周辺事業所の休廃止等に伴うかかり増し経費への支援（利用者の引継等に関する経費）

※詳細については「秋田県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金交付要綱」やQ&Aを必ず御確認ください。

(5) その他

本事業は、予算の範囲内で交付するものであり、計画額どおりに内示できない場合があります。

## 3 事業スケジュールについて

(別紙) のとおり

## 4 事業計画募集等について

令和8年度の補助対象事業者を決定するため、次により事業計画を募集します。

## (1) 提出期限

令和8年3月27日(金) 締切り

## (2) 提出書類

- ①訪問介護等サービス提供体制確保支援事業 事業者情報
- ②訪問介護等サービス提供体制確保支援事業 事業計画書
- ③訪問介護等サービス提供体制確保支援事業 補助金所要額調書
- ④見積書等の写しや経費の積算書類等

※①～③まではエクセルファイルが3つのシートに分かれています。様式は秋田県公式ホームページ「美の国あきたネット」からコンテンツ番号「93991」で検索していただいたページからダウンロードできます。

## (3) 提出方法

原則として、次のURL（秋田県電子申請・届出システム）から計画書等を提出してください。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-akita/smart-apply/apply-procedure/5782559702692479811>

※電子申請による提出が困難な場合は、次の連絡先まで電話にてお問合せください。

<連絡先>

秋田市山王四丁目1-1

秋田県 健康福祉部 長寿社会課 介護人材対策チーム

(電話) 018-860-1364

## (4) 質問について

事業に関する質問については、質問票をメールで送付してください。

(E-mail) Chouju@pref.akita.lg.jp

## 5 留意事項など

- (1) 本補助事業は、令和9年2月28日までに完了(※)する必要があります。

※事業の実施のほか、経費の支払い等も含まれます。

- (2) 補助金の支払いは、実績報告書の提出、内容の審査・確認を経て補助金額の確定後、請求書の提出を受けてから事業者の指定口座へ入金します

(別紙)

【事業スケジュール (予定)】

1	事業計画書等の提出	事業者 → 県	令和8年3月27日締切り
2	事業計画審査	県	
3	採否の決定に係る通知書 発出	県 → 事業者	令和8年3月末 (予定)
4	補助金等交付申請書の提出	事業者 → 県	3の通知後、概ね1か月以内
5	補助金等交付決定通知書 発出	県 → 事業者	交付申請書受理後2週間以内
6	事業の実施	事業者	※計画に基づき事業を実施する。
7	実績報告書の提出	事業者 → 県	事業完了後、1か月以内又は令和9年3月6日までのいずれか早い日までに提出する。
8	実績報告審査・ 補助金額の確定	県	実績報告書等の審査等を実施
9	補助金請求書の提出	事業者 → 県	補助金額の確定後、速やかに提出
10	補助金支払い	県 → 事業者	原則、請求書提出後、15日以内に支払い

※スケジュールは現時点での予定であり、国との手続き等により遅れる場合がありますので、御了承ください。